



税理士 山本 善通 氏

Question インボイス制度と免税事業者

当組合は、共同購買事業を実施していますが、組合員には免税事業者も多く存在します。インボイス制度が実施された場合、免税事業者が適格請求書登録事業者にならない選択をしたときは、不利な立場になる可能性はありますか？

Answer

【概要】

消費税率の引上げ及び軽減税率の導入に伴って、令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）が実施されます。インボイス制度は、仕入先事業者が所定の記載事項を満たした適格請求書（以下「インボイス」といいます。）を発行し、買い手事業者においてインボイスを保存することで、適用税率や消費税額等を明らかにするための制度です。

【インボイス制度における免税事業者の実務対応】

免税事業者がインボイスを発行するためには、課税事業者になる必要がありますが、課税事業者にならない為に免税事業者のままいる事で、取引が不利になる場合があります。そこで、インボイス制度に関し、仕入先免税事業者との取引に係る実務対応について、『免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A』が財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省から令和4年1月19日（同3月8日改正）に公表されました。

このなかで、特に下記の項目が参考になりますので、抜粋を記載します。

Q7（独占禁止法上の問題について）(A)－1（取引対価の引下げ）

「取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

また、取引上優越した地位にある事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様です。」（抜粋）

以上の通りですが、インボイス制度を選択しない免税事業者の方は、上記の指針等を参考にして対応を検討して下さい。

【留意点】

販売先が一般消費者である場合は、適格請求書の交付義務は課されていませんから、登録番号の記載がない領収書の交付をしても問題はありません。